

府中市国民保護計画素案の修正

頁・編・章等	意見・案等	取り扱い
目次1頁 第2編	・「平素からの備えと予防」を「平素からの備え」に修正	・都修正に合わせ、予防表現を削除
目次2頁 第3編第3章4	・「市長等」を「区市町村長等」に修正	・用語の統一
目次3頁 第3編第12章	・「他県避難住民等の受入れ」を「他道府県の避難住民等の受入れ」に修正	・用語の統一
目次4頁 第5編第2章	・「平時における警戒・監視」を「平時における警戒」に修正	・都修正に合わせ、監視表現を削除
1頁第1編第1章 2	・「第2編 平素からの備えと予防」を「第2編 平素からの備え」に修正	・都修正に合わせ、予防表現を削除
4頁第1編第3章国民保護に関する業務の全体像の図中	・●避難住民の誘導中「東京消防庁と協力又は消防団を指揮」を「東京消防庁と協力、消防団を指揮」に修正	・文言の修正
7頁第1編第4章 (5)	・「のびており」を「延びており」に漢字に修正	・漢字に修正
10頁第1編第5章 2(1)②	・「(・・・などや列車等」を「(・・・など) や列車等」に修正	・「)」抜けを訂正

12 頁第 2 編		・「平素からの備えと予防」を「平素からの備え」に修正	・都修正に合わせ、予防表現を削除
12 頁第 2 編第 1 章第 1	1	・「【市の各部における平素の業務】(イメージ)」については表のとおり りに修正	・イメージ表現削除
13 頁第 2 編第 1 章第 1	1	・「【参考】東京消防庁(消防署)」を「【参考】東京消防庁(府中消防署)」に修正	・消防署に府中を冠称
13 頁第 2 編第 1 章第 1	1	・「5 特殊標章の交付・管理に関すること」を「5 特殊標章の交付・ 管理に関すること(東京消防庁職員に限る。)」に修正	・修正案のとおり補足
13 頁第 2 編第 1 章第 1	2(2)	・「東京消防庁(消防署)」を「東京消防庁(府中消防署)」に修正	・消防署に府中を冠称
13 頁第 2 編第 1 章第 1 の後段	2(2)	・「【市における 24 時間体制の確保について】(1)市部局での対応充実」 の本文を削除	・修正案のとおり削除
14 頁第 2 編第 1 章第 1	2(3)	・「【事態の状況に応じた初動体制の確立】(イメージ)」を「【事態の状 況に応じた初動体制の確立】」に修正 ・「【職員参集基準】(イメージ)」を「【職員参集基準】」に修正	・イメージ表現削除 ・イメージ表現削除

15 頁第 2 編第 1 章第 1 2(5)

・「

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市長	助役	環境安全部長	総務部長
助役	環境安全部長	総務部長	

」を

「

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本 部 長 (市 長)	副本部長(助役)	副本部長(収入役)	副本部長(教育長)
副 本 部 長 (助役・収入役・教育長)	環 境 安 全 部 長	総 務 部 長	財 務 部 長
本 部 員 (部長・局長・本部長)	各部・局・本部にてあらかじめ定めておくものとする。		

」に修正

15 頁第 2 編第 1 章第 1 2(6)

・「

矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16

」を

「

矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16
※ その他、状況に応じて、市施設等を指定するものとする	

」に修正

15 頁第 2 編第 1 章第 1 3(1)

・「3 (1) 東京消防庁(消防署)

市は、東京消防庁(消防署)からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁(消防署)」を

「3 (1) 東京消防庁(府中消防署)

・地域防災計画に合わせて修正を図ったほか、今後制定する市の規則に合わせて修正。

・第3次以降の指定に配慮した。

・消防署に府中を冠称

		<p>市は、東京消防庁（府中消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。</p> <p>また、地域防災計画における東京消防庁（府中消防署）」に修正</p>	
16 頁第 2 編第 1 章第 1	3 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域住民の消防団への参加促進」を削除 ・「訓練に消防団を参加させるよう配慮する。」を「訓練に消防団が参加できるよう配慮する。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員定数充足のため削除及び語句の修正
17 頁第 2 編第 1 章第 2		<ul style="list-style-type: none"> ・「国、都、他の市町村」を「国、都、他の区市町村」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一
17 頁第 2 編第 1 章第 2	1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国、都、他の市町村」を「国、都、他の区市町村」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一
18 頁第 2 編第 1 章第 2	1 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京消防庁（消防署）」を「東京消防庁（府中消防署）」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署に府中を冠称
19 頁第 2 編第 1 章第 2	5	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京消防庁（消防署）」を「東京消防庁（府中消防署）」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署に府中を冠称
19 頁第 2 編第 1 章第 2	6 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京消防庁（消防署）」を「東京消防庁（府中消防署）」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署に府中を冠称
22 頁第 2 編第 1 章第 4	2 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・「○ 市は、都及び東京消防庁が行う」を「○ 市は、都及び東京消防庁（府中消防署）が行う」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・（府中消防署）を追加
23 頁第 2 編第 1 章第 4 【収集・報告すべき情報】の枠内	3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「 ⑦居所 … ⑨ 安否情報の提供に係る同意の有無 ⑩ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認めら 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報省令に基づく修正

れる情報

2 死亡した住民

(上記①～⑥に加えて)

⑪ 死亡の日時、場所及び状況

⑫ 死体の所在

「 ⑦ 負傷や疾病の有無

…

⑨ 現在の居所

⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等

2 死亡した住民

(上記①～⑥、⑩に加えて)

⑫ 死亡の日時、場所及び状況

⑬ 死体の所在安置場所

⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等」に修正

」を

r 24 頁第2編第1章第4 3

(1)
の図中

・「大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等」を
「医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、諸学校等」
に修正

・「○ 都管理の学校、病院等」を「○ 都管理の病院、学校等」に修
正

・「日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・提供」を
「日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・回答」に
修正

・警察署及び消防署に
府中を冠称
・都修正による、機関
の順序の変更

・都修正に合わせ、機
関の順序の変更

・都修正に合わせ、文
言の修正

24 頁第 2 編第 1 章第 4 3 (2)

・「医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、」を
「医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、」に修正

・都修正に合わせ、機
関の順序の修正

24 頁第 2 編第 1 章第 4 3 (2)
枠内

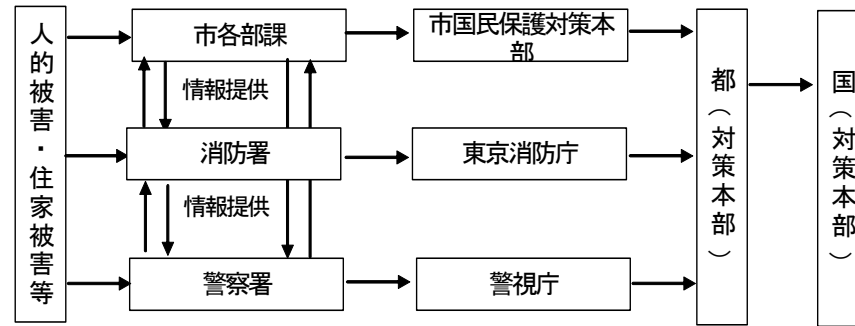
・「区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等」を
「区域内の医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、
諸学校等」に変更

・警察署及び消防署に
府中を冠称
・都修正に合わせ、機
関の順序の変更

25 頁第 2 編第 1 章第 4 4 (1)

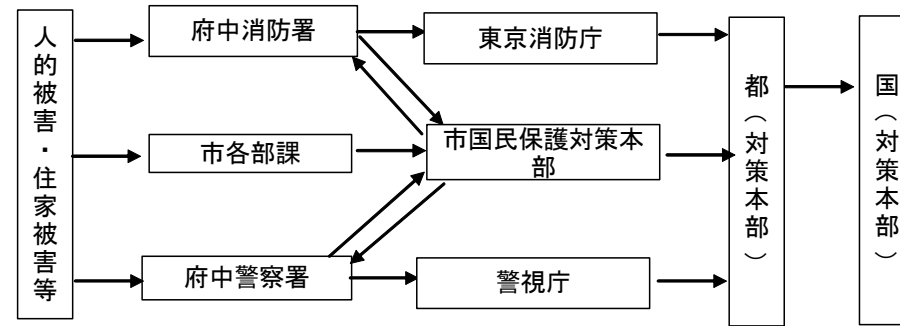
《被災情報の収集・報告系統》

・「



」を

「



」に修正

26 頁第 2 編第 1 章第 5	・「これら標章等・・・」を「これら特殊標章等」に修正	・文言の修正
27 頁第 2 編第 1 章第 6 2(1)	・「・・・警察、自衛隊等との連携を図る。」を「・・・警察、消防、自衛隊等との連携を図る。」に修正	・新たに「消防」を追加
28 頁第 2 編第 1 章第 6 2(3) ⑤	・「東京消防庁（消防署）」を「東京消防庁（府中消防署）」に修正	・消防署に府中を冠称
30 頁第 2 編第 2 章 1(3)	・「また、東京消防庁は、「消防のふれあいネットワークづくり」を活用する。」を「また、東京消防庁は、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動をとるため「消防のふれあいネットワークづくり」を活用する。」に修正	・「消防のふれあいネットワークづくり」について補足した。
34 頁第 2 編第 3 章 1(3)	・「(3) 都及び他市との連携」を「(3) 都及び他区市町村との連携」に修正 ・「他の市や事業者等の間で・・・」を「他の区市町村や事業者等の間で・・・」に修正	・用語の統一 ・用語の統一
36 頁第 2 編第 4 章 1(1)	・「なお、消防署は、・・・」を「なお、府中消防署は、・・・」に修正	・消防署に府中を冠称
38 頁第 3 編第 1 章 1(1)①	・「【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】＜イメージ＞」を「【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】」に修正	・イメージ表現削除
39 頁第 3 編第 1 章 1(1)②	・「警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）」を「警視庁（府中警察署）、東京消防庁（府中消防署）」に修正	・警察署及び消防署に府中を冠称

41 頁第 3 編第 2 章 1 (1)⑥

- 「市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を・・・下記の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。なお、・・・

矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町 1 - 1 6

」を

- 「市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を・・・下記の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。
なお、・・・

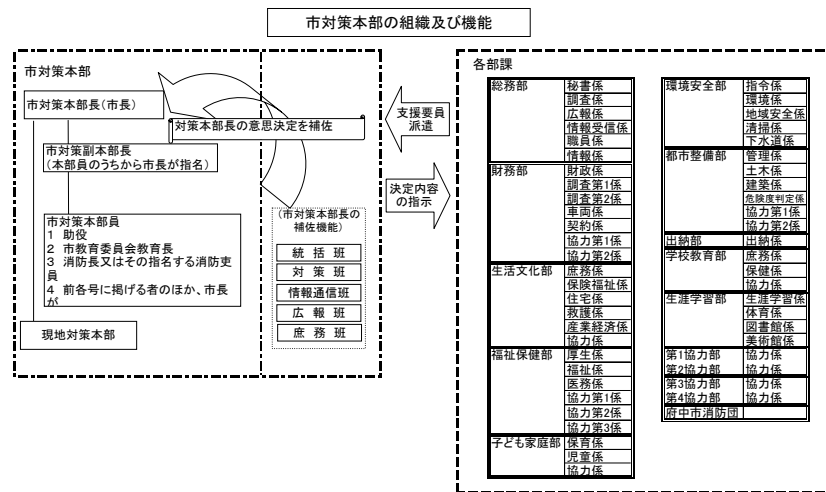
矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町 1 - 1 6
※ その他、状況に応じて、市施設等を指定するものとする	

」に修正

・文言修正と前述のとおり

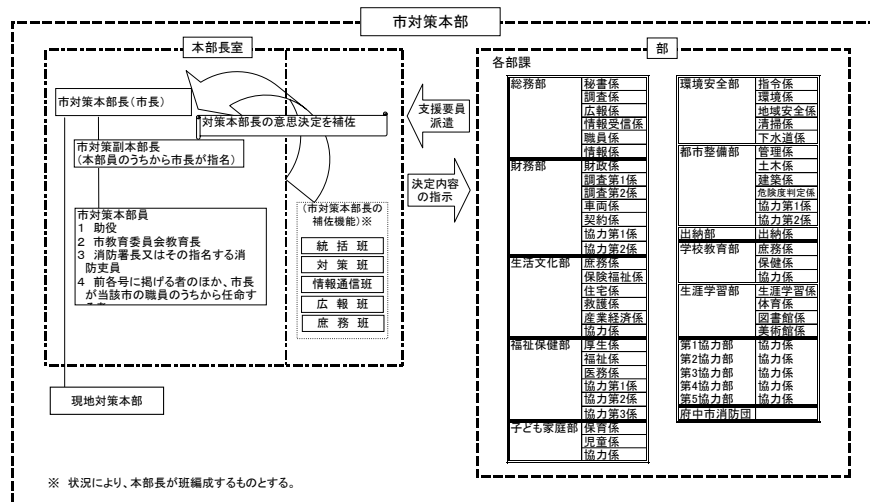
42 頁第 3 編第 2 章 1 (3)

- 「【市対策本部の組織構成及び各組織の機能例】



」を

・市対策本部の見直しを行った。



」に修正

43 頁第 3 編第 2 章 1 (3)

・「【市対策本部長の補佐機能の編成例】

情報通信班	・以下の情報に関する国、都、他の市等 関係機関からの・・・
-------	----------------------------------

」を

「【市対策本部長の補佐機能の編成例】

情報通信班	・以下の情報に関する国、都、他の区市 町村等関係機関からの・・・
-------	-------------------------------------

」に修正

43 頁第 3 編第 2 章 1 (3)

・「【市の各部における武力攻撃事態における業務】(イメージ)については修正し、別表のとおりとします。

・別表のとおり
(作成中のため省略)

46 頁第 3 編第 2 章 1 (3)

・「【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の業務(東京都国民保護計画抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
※ただし、避難準備段階については、4、5、7を役割とする。」を

・消防署に府中を冠称
・都計画に合わせ、修

	<p>「【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（府中消防署）の業務（東京都国民保護計画抜粋）・・・・・・・・・・」に修正</p>	<p>正</p>
<p>46 頁第 3 編第 2 章 1 (4)</p>	<p>・「【市対策本部における広報体制の例】を「【市対策本部における広報体制】に修正</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>48 頁第 3 編第 2 章 2 (2)</p>	<p>・「・・・、直ちに総務省にその状況を・・・を、「・・・、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を・・・」に修正</p>	<p>・都に合わせ修正</p>
<p>51 頁第 3 編第 3 章 3 ①</p>	<p>・「・・・努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当とする航空方面隊司令官等を介し、・・・・」を「・・・努めて自衛隊東京地方協力本部長又は防空指揮群司令を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官を介し、・・・・」に修正</p>	<p>・自衛隊組織に適合させて修正</p>
<p>51 頁第 3 編第 3 章 4 (1)</p>	<p>・「4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (1) 他の市町村長等への応援の要求 ①・・・・他の市町村長等に対して応援を求める。 ②・・・・市との間で締結されている・・・・」を 「4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (1) 他の区市町村長等への応援の要求 ①・・・・他の区市町村長等に対して応援を求める。 ②・・・区市町村との間で締結されている・・・」に修正</p>	<p>・用語の統一</p>

52 頁第 3 編第 3 章 6 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 他の市に対して行う応援等 <ul style="list-style-type: none"> ① 市は、他の市から・・・ ② 他の市から・・・・・・」 <p style="text-align: center;">を</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 他の区市町村に対して行う応援等 <ul style="list-style-type: none"> ① 市は、他の区市町村から・・・ ② 他の区市町村から・・・・・・」に修正 	・用語の統一
61 頁第 3 編第 6 章第 1 2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市長は、東京消防庁（消防署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・東京消防庁（消防署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ また、・・・・・・・・東京消防庁（消防総監又は消防署長）・・・・・・・・ なお、・・・・・・・・警視庁（警察署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」を 「市長は、東京消防庁（府中消防署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・東京消防庁（府中消防署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ また、・・・・・・・・消防総監又は府中消防署長・・・・・・・・ なお、・・・・・・・・警視庁（府中警察署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」に修正 	・消防署及び警察署に府中を冠称
64 頁第 3 編第 6 章第 2 2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市は、都、警察署、消防署等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンを作成するものとする。」を 「市は、都、府中警察署、府中消防署等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくものとする。」に修正 	・警察署及び消防署に府中を冠称、また避難実施要領をあらかじめ作成することを記載
66 頁第 3 編第 6 章第 2 2 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防署長、警察署長及び自衛隊地方連絡部長並びに・・・」を「また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、府中消防署長、府中警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びに・・・」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長及び警察署長に府中を冠称 ・自衛隊組織に適合させて修正

66 頁第3編第6章第2 2 (6)	<p>・ 図中「</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消 防 機 関</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警 察 署 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自衛隊の部隊等の 長</td> <td style="vertical-align: middle;">」を</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">「</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">府中消防署長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">府中警察署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自衛隊東京地方協 力本部長</td> <td style="vertical-align: middle;">」に修正</td> </tr> </table>	消 防 機 関	警 察 署 長			自衛隊の部隊等の 長	」を	「			府中消防署長	府中警察署長			自衛隊東京地方協 力本部長	」に修正	<p>・ 消防機関を府中消防署長に訂正及び警察署長に府中を冠称</p> <p>・ 自衛隊組織に適合させて修正</p>
消 防 機 関	警 察 署 長																
	自衛隊の部隊等の 長	」を															
「																	
府中消防署長	府中警察署長																
	自衛隊東京地方協 力本部長	」に修正															
67 頁第3編第6章第2 3(1) ①	<p>・ 「消防総監及び消防団長」を「消防総監（府中消防署長）及び消防団長」に修正</p>	<p>・ （府中消防署長）を追加</p>															
68 頁第3編第6章第2 3(2)	<p>・ 「消防総監（消防署長）・・・なお、・・・消防総監又は消防署長・・・」を「消防総監（府中消防署長）・・・なお、・・・消防総監又は府中消防署長・・・」に修正</p>	<p>・ 消防署長に府中を冠称</p>															
68 頁第3編第6章第2 3(3)	<p>・ 「警察署長」を「府中警察署長」に修正</p>	<p>・ 警察署長に府中を冠称</p>															
68 頁第3編第6章第2 3(7)	<p>・ 「市職員及び消防は・・・」を「市職員及び消防職員・団員等は・・・」に修正</p>	<p>・ 消防署員・団員等に統一</p>															

69 頁第 3 編第 6 章第 2 3(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市は、警視庁（警察署）が行う・・・警視庁（警察署）と協力し、・・・」を「市は、警視庁（府中警察署）が行う・・・警視庁（府中警察署）と協力し、・・・」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署に府中を冠称
69 頁第 3 編第 6 章第 2 3(12) ②	<ul style="list-style-type: none"> ・「他の市と競合するなど」を「他の区市町村と競合するなど」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一
71 頁第 3 編第 6 章第 2 4(1) ①	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ・・・各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の・・・」を 「ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ・・・各執行機関、都、警視庁（府中警察署）、東京消防庁（府中消防署）、自衛隊等の・・・」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署及び消防署に府中を冠称
76 頁第 3 編第 7 章 2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「都内の他の市」を「都内の他の区市町村」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一
77 頁欄外（*）	<ul style="list-style-type: none"> ・「（*）都は、・・・ 避難所支援本部は、市等を通じて・・・について、市による避難所運営を・・・」を 「（*）都は、・・・ 避難所支援本部は、区市町村等を通じて・・・について、区市町村による避難所運営を・・・」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一
79 頁第 3 編第 7 章 4(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・「(9) 死体の捜索及び処理」を「(9) 行方不明者の捜索及び死体の処理」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・表題と内容の整合を図った。
81 頁第 3 編第 8 章 図中	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等」を「医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、諸学校等」 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署及び消防署に府中を冠称

81 頁第 3 編第 8 章 図中	<p>に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「○ 都管理の学校、病院等」を「○ 都管理の病院、学校等」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関の順序の変更 ・都修正に合わせ、機関の順序の変更
81 頁第 3 編第 8 章 図中	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・提供」を「日本赤十字社東京都支部 外国人の安否情報の収集・回答」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・都修正に合わせ、文言の修正
81 頁第 3 編第 8 章 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行う。 また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。」を 「市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（総務省令。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第 1 号及び第 2 号により収集する。 ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報省令の改正に基づく修正
81 頁第 3 編第 8 章 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等」を「医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、諸学校等」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署及び消防署に府中を冠称 ・都修正により、機関の順序の変更

81 頁第 3 編第 8 章	1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「都管理の避難施設、都の施設（学校、病院等）」を「都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等）」に修正 	・機関の順序の変更
81 頁第 3 編第 8 章	1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(2) 安否情報収集の協力要請」を「(2) 安否情報収集への協力要請」に修正 ・ 「…、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、…」を「…、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、…」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 文言の修正
82 頁第 3 編第 8 章	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「…、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、…」を 「…、省令様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、…」に修正 	・安否情報省令の改正に基づく修正
82 頁第 3 編第 8 章	3 (1)①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「…安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、…」を、「…安否情報の照会窓口や照会方法について、…」に修正 	・文言の修正
82 頁第 3 編第 8 章	3 (1)②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「…、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第 2 号に必要事項を記載した書面を提出することにより…」を 「…、原則として省令様式第 4 号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより…」に修正 	・安否情報省令の改正に基づく修正

82 頁第 3 編第 8 章 3(2)

3(1)②の記述の後に

・「(2)照会者の本人確認

① 区市町村は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

② 区市町村は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。」を挿入

・安否情報省令の改正に基づく修正

82 頁第 3 編第 8 章 3(2)

・「(2) 安否情報の回答

① …、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、…、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、…」を

「(3) 安否情報の回答

① …、(2)により本人確認等を行った上で、…、省令様式第5号により、…」に修正

・番号の修正
・安否情報省令の改正に基づく修正

82 頁第 3 編第 8 章 3(3)②

・「…、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。」を

「…、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。」に修正

・安否情報省令の改正に基づく修正

82 頁第 3 編第 8 章 3(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(3) 個人の情報の保護への配慮」を 「(4) 個人の情報の保護への配慮」に修正 	・番号の修正
83 頁第 3 編第 8 章 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「…、3 の安否情報の照会に対する回答 (2) 及び (3) と同様に、…」を 「…、3 (3) 及び (4) と同様に、…」に修正 	・文言の修正
84 頁第 3 編第 9 章第 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1) 都知事への通知」を削除 	・括弧立てを削除
90 頁第 3 編第 9 章第 2 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。」を「また、消防団は、消防総監又は府中消防署長の所轄の下に行動する。」に修正 	・消防署長に府中を冠称
91 頁第 3 編第 9 章第 3 1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「…警視庁 (警察署)、東京消防庁 (消防署) 等…」を「…警視庁 (府中警察署)、東京消防庁 (府中消防署) 等…」に修正 	・警察署及び消防署に府中を冠称
91 頁第 3 編第 9 章第 3 2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。 なお、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止に関し、危険物質等のうち消防法第 2 条第 7 項の危険物については、東京消防庁が次の措置を行う。」を 「国民保護法施行令第 29 条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第 2 条第 7 項の危険物 (市町村内に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若 	・内容の整理、修正

91 頁第 3 編第 9 章第 3 2(1)

しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る次に掲げる措置については、東京消防庁が行うこととなる。」に修正

・「※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同上第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第 5 条第 1 項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 12 条の 3、毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）」を

「**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄」に修正

・内容の整理、修正

94 頁第 3 編第 9 章第 4 (4)②	<ul style="list-style-type: none"> ・「また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。」を「また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。」に修正 	・都に合わせ修正
96 頁第 3 編第 1 0 章 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・「警視庁 (警察署)、東京消防庁 (消防署)」を「警視庁 (府中警察署)、東京消防庁 (府中消防署)」に修正 	・警察署及び消防署に府中を冠称
96 頁第 3 編第 1 0 章 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・「市は、被災情報の収集に当たっては、都^(*)に対し火災・災害等即報要領 (消防庁長官通知) に基づき、電子メール、F A X 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する 」を 「市は、収集した被災情報の第 1 報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、F A X 等により直ちに報告する 」に修正 	・文言の修正
96 頁第 3 編第 1 0 章 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・「市は、第一報を都に報告した後も、…、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、…。 なお、…、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。 」を 「市は、第 1 報を都に報告した後も、…、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、…。 なお、…、直ちに、都に報告する。 」に修正 	・安否情報省令の改正に基づく修正
96 頁第 3 編第 1 0 章 ④ 【被災情報の報告様式】について	<ul style="list-style-type: none"> ・「 	・都修正に合わせ、表の修正

市名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽症			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

」を

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽症			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

に修正

- ・「※…、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、…」を「※…、死者について、死亡の年月日、…」に修正

・都修正に合わせ、文言の削除と修正

- ・「

・都修正に合わせ、表の修正

市名	年月日	性別	年齢	概況

」を

「

死亡年月日	性別	年齢	概況

」に修正

100 頁第 3 編第 1 2 章	・「第 1 2 章 他県の避難住民の受け入れ」を「第 1 2 章 他道府県の避難住民の受け入れ」に修正	・都のみ対象外とした表現とした。
100 頁第 3 編第 1 2 章 2	・「東京消防庁欄「・避難所における火災予防」を「・避難所等における火災予防」に修正	・脱字修正
103 頁第 4 編第 1 章 1 (2)	・「…、直ちに総務省にその状況を…を、「…、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を…」に修正	・都修正に合わせ、文言の修正
103 頁第 4 編第 1 章 2 (2)	・「市は、…その管理する道路、鉄道施設、飛行場施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに…」を「市は、…その管理する道路、鉄道施設について、速やかに…」に修正	・市の実情に整合を図った。
106 頁第 5 編 ◎想定される事態類型	<ul style="list-style-type: none"> ・①の事例「放射性物質保有施設等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、…」を、「可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、…」に修正 ・「◎市緊急対処事態対策本部（以下、本章において「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処」を「◎市緊急対処事態対策本部（以下、本編において「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・都修正に合わせ、文言の削除 ・章を編に修正
109 頁 第 5 編第 2 章	・「平時における警戒・監視」を「平時における警戒」に修正	・都修正に合わせ、監視表現を削除
111 頁第 5 編第 3 章 3 (3)①	・「…必要に応じて派遣される東京DMAT・医療救護班等と…」を「…必要に応じて派遣される医療救護班等と…」に修正	・都修正に合わせ、文言の削除

111 頁第 5 編第 3 章 3(3)③	<ul style="list-style-type: none"> ・「○市長は、・・・避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて・・・）に対して避難の指示を行う。」を「○市長は、・・・避難の指示があった場合、当該住民等（必要に応じて・・・）に対して避難誘導を行う。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・都知事、市長の権限に基づき修正
115 頁第 5 編第 4 章 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「○ 放射性物質保有施設が破壊された場合、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物・ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。」を削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・都修正に合わせ、文言の削除
115 頁第 5 編第 4 章 4(2)①	<ul style="list-style-type: none"> ・「① 隣接区市町村との情報連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接区市町村との間で情報を・・・・・・・・」を 「① 隣接市との情報連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市との間で情報を・・・・・・・・」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接を市に統一